

保護者の皆様

令和4年3月23日  
東京都立野津田高等学校長  
池戸成記

### まん延防止等重点措置の終了に伴う都立学校の対応について

国は、3月21日をもって、東京都に対する「まん延防止等重点措置」の終了を決定しました。

一方で、これからの時期は、年度末を挟み、人の動きが活発化する時期であることから、東京都においては、3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請しました。こうした状況を踏まえ、学校においては、感染拡大のリスクを低減するために、下記のとおり、感染症対策の徹底に努めてまいります。(下線部が主にまん延防止等重点措置期間と変わるところです)

春休みや新学期を迎えるに当たり、学校内外における感染症対策の一層の徹底に向け、保護者の皆様におかれましても、感染症対策の継続をお願いいたします。

### 記

#### 1 基本方針

- (1) 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- (2) 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、時差通学を継続する。

#### 2 生徒等に対する指導の徹底

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 不織布マスクの着用（鼻と口を隙間なく覆う。鼻出しマスクや顎マスクは効果なし）
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診すること）
- 登校時の確実な健康チェック（登校前に検温、登校時にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を最低1m以上確保）
- 常時換気の徹底（CO2測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然換気）
- 黙食の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 教室等の整理整頓
- ドアノブや手すり、スイッチ、窓枠など頻繁に接触する箇所の教員による定期的な消毒
- 授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかに帰宅
- 校内ポスター掲示、校内放送等を活用し、具体的な感染症対策を呼び掛ける。
- 新入生や転入生及びその保護者に対して、新入生説明会等の機会を捉えて、周知する。

##### (2) 学習活動について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施

(3) 学校行事について

- 学年・学科を超えて一堂に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、別途通知に基づき感染症対策を徹底した上で実施する。

(4) 部活動について

- 部活動については別途通知に基づき、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し状況を確認し対応を検討する。
- 宿泊を伴う活動や、都内及び都外における大会参加、練習試合や合同練習等、演奏会等への参加は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実にを行う等、感染症対策を徹底する。ただし、都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施することとする。
- 大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、参加生徒に対して、保護者の同意を得た上で、実施前後の検査を推奨する。引率教員等については、ワクチン接種又は検査を推奨する。
- 大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。
  - ア 各学校において、保護者に対し、大会等出場や、定期演奏会等の実施に関する通知を发出した上で、生徒・保護者の参加同意書を得る。
  - イ 参加予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。開催日を起算日として 14 日前から、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、東京都教育委員会作成の「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を準用して、作成・管理する。

(5) 生徒会活動について

- 生徒会や保健委員会等、生徒の自治的な活動により、感染症対策を徹底するためのルールを策定する。

(6) 放課後及び春季休業中における感染防止対策及び生活指導の徹底について

- 不要不急の外出は避ける。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要なアルバイトは控える。

3 御家庭における感染症対策の徹底

次のことについて、御協力をお願いいたします。

- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- 生徒同士の会食や、更衣室、自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高いことに留意する。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、児童・生徒等は登校せず休養する。この場合、各学校においては、生徒の学習の保障を図る。）
- 十分な換気